

「常陸那珂共同火力発電所 1 号機建設計画 環境影響評価方法書」に対する意見書

平成 26 年 11 月 15 日

〒102-0082

ご住所 東京都千代田区一番町 9-7 一番町村上ビル 6 階

ご氏名 ふりがな NPO 法人気候ネットワーク ほうじんきこうねっとわーく 代表 だいひょう 浅岡美恵 あさおかみえ

ご連絡先 03-3263-9210

環境影響評価法第 8 条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を、次のとおり提出する。

意見の内容及びその理由（日本語でご記入ください）

1. 石炭火力発電所の新設の問題について

①今、早急な気候変動対策が求められており、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第 5 次評価報告書では、とりわけ石炭について、エネルギーインフラ投資の在り方を変えていく必要性が強調されているところである。そのような状況の中、天然ガスの約 2 倍の CO₂ を排出する石炭火力を新設することは、将来の気候変動へ甚大な環境影響を及ぼすことになる。よって、そのことを無視した本事業の実施には反対する。

②気候変動対策の観点から見れば、今後建設される発電所は、少なくとも LNG 火力は達成している約 350g-CO₂/kWh の水準を満たすべきである。本事業では USC を採用し、発電端効率（HHV）43.0%であり、「BAT の参考表【平成 26 年 4 月時点】」の「(B) 商用プラントとして着工済み（試運転期間等を含む）の発電技術及び商用プラントとしての採用が決定し環境アセスメント手続きに入っている発電技術」であるとしているが、CO₂ を大量に排出することは免れないため、環境保全の見地からすれば本事業は実施されるべきではない。

③日本政府は、環境基本計画において、2050 年に温室効果ガス排出量を 80%削減させる目標を閣議決定している。本事業が少なくとも 30 年程度稼働することを考えると、東京電力の排出原単位は現状よりさらに悪化することとなり、国の目標と整合しない。実際に東京電力の既設の石炭火力発電所（広野及び常陸那珂の各 2 基）は、2003 年以降東電全体の CO₂ 排出量を増加させ、原発稼働時でさえ、排出量原単位は悪化している。国の目標との整合性からも、本事業の正当性は認められない。

④東京電力は、総合特別事業計画を改定するたびに販売電力量を下方修正している。需要は東日本大震災・福島原発事故以降、低いまま推移している。また、今後さらに省エネ・再生可能エネルギーが普及していくことや、本発電所が稼働する 2020 年以降には人口減少に伴い、エネルギー需要がさらに減少することを考えると、最も CO₂ 排出の多い燃料である石炭での火力発電所の新設の必要性はないと考えられる。

⑤方法書では、石炭はコストの面で優れていると記されている。配慮書への経産大臣意見では、CCS の導入に向けて二酸化炭素分離回収設備に関する検討を行うことが求められており、事業者は技術動向や事業性を見通せない現時点においては、CCS を技術オプションとして選択できないとしているものの、CCS が導入されれば事業の採算性は下がる。これに加え、為替動向の変化や、途上国を中心とする石炭需要の変化などの石炭価格への影響は予測がつかず、安定的にコスト面に優れた燃料であるとはいえない。また、国際的な CO₂ 規制強化による炭素価格の上昇によって、石炭火力発電の経済性は低下する可能性が高く、事業リスクは大きい。

「常陸那珂共同火力発電所1号機建設計画 環境影響評価方法書」に対する意見書

平成26年 11月 15日

〒102-0082

ご住所 東京都千代田区一番町9-7 一番町村上ビル6階

ふりがな

ほうじんきこうねつとわーく

だいひょうあさおかみえ

ご氏名 NPO 法人気候ネットワーク 代表 浅岡美恵

ご連絡先 03-3263-9210

環境影響評価法第8条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を、次のとおり提出する。

意見の内容及びその理由（日本語でご記入ください）

2. CO₂排出に関する取り扱いと「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」との整合性について

IPCC 第5次評価報告書において示されたように、CO₂は気候変動の主因であり、地球環境に多大な影響を及ぼすことは明白である。BATを採用する場合でも、事業によって引き起こされるCO₂の総排出量の影響を検討し、対応を実施することは、事業者の社会的責任として不可避である。

また、環境大臣から経産大臣への意見書では、「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」をふまえて環境対策を行うことを求めており、経産大臣意見でもその旨が明記されている。事業者は、取りまとめを踏まえて具体的にいつまでにどのような対応を行うのか、スケジュールを含めて明確にする責任がある。

3. CO₂排出量の予測、評価手法について

評価の手法として、「二酸化炭素の発生による環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討する」とされている。CO₂を大量に排出する石炭火力を選択すること自体が、環境負荷を回避・低減できていないといわざるを得ないが、「実行可能な範囲」で環境負荷が「回避または低減」されているかをどのように判断するのか、基準を示すべきである。また同様に、東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめとの整合性についても、判断基準を示すべきである。

予測の基本的な手法としては、発電所の運転に伴うCO₂排出量と原単位を算出するとしている。準備書においては、使用する石炭種別や設備利用率など、算出の前提とする条件を明らかにすることを求める。また、予測対象時期とされている「発電所の運転が定常状態となる時期」とは、具体的にどのような時期を想定しているのか明示すべきである。さらに予測には、設備利用率の低下や石炭種の変更、経年変化による原単位の悪化およびCCSの導入などによる原単位の改善についても明らかにすることを求める。

4. 情報公開について

環境アセスメントにおいて公開される方法書などの資料は、縦覧期間が終了しても閲覧できるようにすべきである。また、期間中においても、印刷が可能にするなど利便性を高めるよう求める。